

感染症法における感染症の分類（全数把握対象疾患）

～ 感染症発生動向調査について ～

感染症発生動向調査は、昭和 56 年（1981 年）から開始され、平成 11 年（1999 年）4 月の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」施行に伴い、感染症法に基づく国の施策として位置づけられた調査です。

感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的としています。

この調査の対象は次の二種類があります。

- ① 全数把握対象疾患：医師・獣医師に全数届出を求める。周囲への感染拡大防止を図ることが必要な疾患、あるいは発生数が稀少な疾患。
- ② 定点把握対象疾患：指定届出機関（定点医療機関）で診断された患者の報告を求める。発生動向の把握が必要なもののうち、患者数が多数で、全数を把握する必要はないと考えられる疾患で、東京都が独自で報告を求めている疾患も含まれる。

①の全数把握対象疾患のうち、医師が届け出る疾患は以下のとおりです。

平成 31 年 1 月 1 日現在

感染症 類型	疾 病 名	届出の要否			届 出 時 期
		患者	疑似症	無症状病原 体保有者	
一 類 感 染 症	1 エボラ出血熱	○	○	○	直ちに
	2 クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	
	3 痘そう	○	○	○	
	4 南米出血熱	○	○	○	
	5 ペスト	○	○	○	
	6 マールブルグ病	○	○	○	
	7 ラッサ熱	○	○	○	
二 類 感 染 症	1 急性灰白髄炎	○	×	○	直ちに
	2 結核	○	○	○	
	3 ジフテリア	○	×	○	
	4 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）	○	○	○	
	5 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）	○	○	○	
	6 鳥インフルエンザ（H5N1）	○	○	○	
	7 鳥インフルエンザ（H7N9）	○	○	○	
三 類 感 染 症	1 コレラ	○	×	○	直ちに
	2 細菌性赤痢	○	×	○	
	3 腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	
	4 腸チフス	○	×	○	
	5 パラチフス	○	×	○	
四 類 感 染 症	1 E 型肝炎	○	×	○	直ちに
	2 ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）	○	×	○	
	3 A 型肝炎	○	×	○	
	4 エキノコックス症	○	×	○	
	5 黄熱	○	×	○	
	6 オウム病	○	×	○	
	7 オムスク出血熱	○	×	○	
	8 回帰熱	○	×	○	
	9 キャサヌル森林病	○	×	○	
	10 Q 熱	○	×	○	
	11 狂犬病	○	×	○	
	12 コクシジオイデス症	○	×	○	
	13 サル痘	○	×	○	
	14 ジカウイルス感染症	○	×	○	
	15 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。）	○	×	○	
	16 腎症候性出血熱	○	×	○	
	17 西部ウマ脳炎	○	×	○	

感染症 類型	疾 病 名	届出の要否			届 出 時 期
		患者	疑似症	無症状病原 体保有者	
四 類 感 染 症	18 ダニ媒介脳炎	○	×	○	直ちに
	19 炭疽	○	×	○	
	20 チクングニア熱	○	×	○	
	21 つつが虫病	○	×	○	
	22 デング熱	○	×	○	
	23 東部ウマ脳炎	○	×	○	
	24 鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）	○	×	○	
	25 ニバウイルス感染症	○	×	○	
	26 日本紅斑熱	○	×	○	
	27 日本脳炎	○	×	○	
	28 ハンタウイルス肺症候群	○	×	○	
	29 Bウイルス病	○	×	○	
	30 鼻疽	○	×	○	
	31 ブルセラ症	○	×	○	
	32 ベネズエラウマ脳炎	○	×	○	
	33 ヘンドラウイルス感染症	○	×	○	
	34 発しんチフス	○	×	○	
	35 ボツリヌス症	○	×	○	
	36 マラリア	○	×	○	
	37 野兔病	○	×	○	
	38 ライム病	○	×	○	
	39 リッサウイルス感染症	○	×	○	
	40 リフトバレー熱	○	×	○	
	41 類鼻疽	○	×	○	
42 レジオネラ症	○	×	○		
43 レプトスピラ症	○	×	○		
44 ロッキー山紅斑熱	○	×	○		
五 類 感 染 症 (全 数 把 握 対 象 疾 患 の み)	1 アメーバ赤痢	○	×	×	7日 以内
	2 ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）	○	×	×	
	3 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	×	×	
	4 急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。） ※1	○	×	×	
	5 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	○	×	×	
	6 クリプトスポリジウム症	○	×	×	
	7 クロイツフェルト・ヤコブ病	○	×	×	
	8 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	×	×	
	9 後天性免疫不全症候群	○	×	○	
	10 ジアルジア症	○	×	×	
	11 侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	×	×	
	12 侵襲性髄膜炎菌感染症	○	×	×	
	13 侵襲性肺炎球菌感染症	○	×	×	直ちに
	14 水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	○	×	×	
	15 先天性風しん症候群	○	×	×	
	16 梅毒	○	×	○	
	17 播種性クリプトコックス症	○	×	×	
	18 破傷風	○	×	×	
	19 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×	
	20 バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	×	×	
	21 百日咳 ※2	○	×	×	
	22 風しん	○	×	×	
	23 麻しん	○	×	×	
	24 薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	×	×	
新型 インフルエンザ等 感染症	1 新型インフルエンザ	○	○	○	直ちに
	2 再興型インフルエンザ	○	○	○	

※1 急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）はH30.5.1より全数把握対象疾患

※2 百日咳はH30.1.1より全数把握対象疾患

（参照：厚生労働省 HP、東京都感染症情報センターHP）